

[論文]

給付および原価財の正味実現可能価額 —追加加工意思決定の視座から—

寺 戸 節 郎

- 〈目 次〉
1. はじめに
 2. 正味実現可能価額概念
 - (1) 国際会計基準書における正味実現可能価額
 - (2) 連続意見書第四における正味実現可能価額
 3. 原価財、給付と正味実現可能価額概念
 - (1) 企業会計基準における正味売却価額概念
 - (2) 原価財および中間給付、最終給付と正味実現可能価額
 4. 追加加工の意思決定と正味実現可能額
 - (1) 中間給付の進捗度と正味実現可能価額の関係
 - (2) 負の正味実現可能価額の持続性と棚卸資産の評価
 5. 結 び

1. はじめに

棚卸資産の正味実現可能価額は、通常の営業過程において販売するために保有する財貨について論じられることが多い。本稿では、原価財ないし給付としての棚卸資産について正味実現可能価額が有する特質を考察する。すなわち、まず、正味実現可能価額を明確にし、それと「意味するところに相違はない」とされる正味売却価額を明確にする。

次に、正味実現可能価額、評価差額について意味するところに相違がない場合とそうでない場合とを、生産品である最終給付または中間給付としての棚卸資産、原価財としての棚卸資産の視点から明らかにする。さらに、中間給付について進捗度と正味実現可能価額との関係を明らかにし、追加加工の意思決定の視点から、中間給付としての棚卸資産の負の正味実現可能価額の持続性、その場合の会計処理とそれに対する企業会計基準委員会の見解の論拠を明らかにする。

2. 正味実現可能価額の概念

(1) 国際会計基準書における正味実現可能価額

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board; IASB）による国際会計基準書（International Accounting Standards; IAS）第2号「棚卸資産」では、正味実現可能価額（net realizable value）の意義が明らかにされている（IAS 2.6）。すなわち、正味実現可能価額は通常の事業過程における予想売価（estimated selling price）から完成までに要する見積原価（estimated costs of completion）および販売に要する見積費用を差し引いた価額とされる。IAS 第2号における正味実現可能価額とその構成要素の関係は図1.1のように示すことができる。

正味実現可能価額は、通常の事業過程において棚卸資産を売却することにより実現すると企業が予測（expects）する正味金額であり、企業に固有の価値であるとされる（IAS 2.7）。その一方で、公正価値は、取引の知識を有する自発的な当事者が独立第三者間取引において資産を交

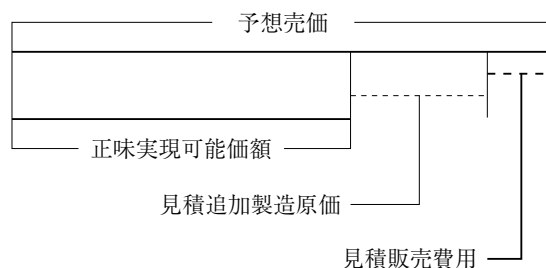


図1.1：IASにおける正味実現可能価額

換または決済する場合の金額であり、市場で同一の棚卸資産が買い手と売り手との間で自発的に交換される金額を表わし、企業に固有の価値ではないとされる。棚卸資産の正味実現可能価額は、売却費用（costs to sell）¹⁾を控除後の公正価値（公正価値－売却費用）と等しくない。

完成までに要する見積原価（見積追加製造原価）の上昇、または予想売価から販売に必要な見積費用（見積販売費用）を差し引いた額の低下、したがって原価の上昇、または回収可能額の低下により正味実現可能価額は低下し、原価が回収できない場合が生じる。よってIAS第2号では、棚卸資産が損傷した場合、全面的または部分的に陳腐化した場合、または販売価格が下落した場合、完成までに必要な見積原価または販売に要する見積費用が増加した場合にも、棚卸資産の原価が回収できなくなる場合があるとしている（IAS 2.28）。

さらに、原価が回収できない場合に棚卸資産の評価を正味実現可能価額まで引き下げる実務は、その販売または利用によって実現すると予期される額を超えて資産は評価されるべきではないという見解と首尾一貫するとして（IAS 2.28）、棚卸資産は原価と正味実現可能価額の低い方で測定されるとしている（IAS 2.9）。すなわち、正味実現可能価額が原価を下回る場合には、棚卸資産は正味実現可能価額により測定される。

したがって、生産過程において使用する目的で保有される原材料の評価は、その価格の下落が完成品の原価が正味実現可能価額を上回ることを示すとき正味実現可能価額まで切り下げられる。これに対し、それらの価値が転嫁される完成品が原価以上で販売されると予期されるならば、原材料および貯蔵品の評価は原価を下回って引

1) 2008年5月にIASBはIASの改訂を公表した。IAS第41号「農業」における「販売時点における費用（point-of-sale costs）」という用語は、他の基準では使用されていないことを考慮して「売却費用」に置き換えられた（2009年1月1日から開始する期間から適用）。

き下げられない。前者のような状況においては、再調達原価が原材料の正味実現可能価額の入手可能な最良の測定値である場合があるとされる（IAS 2.32）。棚卸資産の原価が正味実現可能価額を上回る場合の正味実現可能価額とその構成要素の関係は図1.2のように示すことができる。

また、IAS 第2号では、1つの生産過程で複数の製品、例えば連産品や主製品と副製品が同時に生産され製品ごとの加工費を個別に認識できない場合に、合理的かつ一貫した方法で加工費を配賦することに関連して、副産物は正味実現可能価額で測定するとしている（IAS 2.14）。すなわち、製品ごとの相対的な販売価値に基づいて製品に加工費を配賦する一方で、主製品と副産物が存在し副産物に重要性がない場合に、主製品の原価から副産物の正味実現可能価額を控除するとされる。

(2) 連続意見書第四における正味実現可能価額

大蔵省企業会計審議会による「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四「棚卸資産の評価について」（以下「連続意見書第四」）では、正味実現可能価額は売価からアフター・コストを差し引いた価額と定義される（意見書第四、第一の二1）。しかし、アフター・コストについては定義されていない。現在では正味実現可能額は、貸借対照表日現在の資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額（日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第23号、67）と解されている。連続意見書第四における正味実現可能価額とその構成要素との関係は図1.3のように示すことができる。

連続意見書第四では、取得原価を算定することが困難

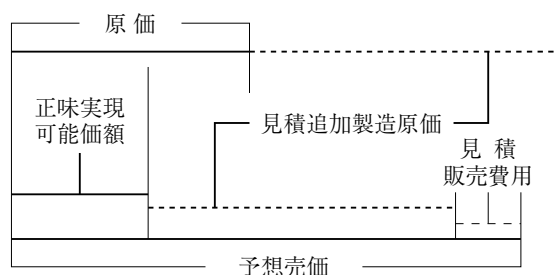


図1.2：原価が正味実現可能価額を上回る場合

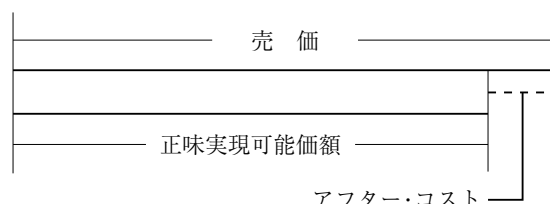


図1.3：連続意見書第四における正味実現可能価額

な場合および時価が取得原価よりも下落し時価によって評価する場合において、正味実現可能価額が適用されている（意見書第四、第一の二1、3、三1）。前者の場合には、欠陥を生じた棚卸資産、副産物の評価、農産品等の特殊な棚卸資産の評価に適用されるとしている。

連続意見書第四では、欠陥の生じた棚卸資産を欠陥の生じた状態において新たに取得すると仮定した場合の取得原価をもって評価する際に、通常は正味実現可能価額が新規の取得原価とみされるとされる。すなわち、損傷、品質低下等の原因により物質的欠陥を生じた棚卸資産または陳腐化等の原因により経済的欠陥を生じた棚卸資産の新規取得原価を推定することは実際問題として著しい困難をとまなうことが多く、原始取得原価を正味実現可能価額まで切り下げることによって修正し、正味実現可能価額を欠陥の生じた棚卸資産の新規取得原価とみなす方法が通常採用されるとされる（意見書第四、第一の二1）。

副産物、農産品等の評価に修正売価法を適用し、棚卸資産の取得時または期末における売価（あるいは正常売価）に基づいて算定した価額を取得原価とみなす際に、正味実現可能価額または売価からアフター・コストおよび正常利益を差し引いた価額を売価に基づく取得原価とするのが普通であるとされる。

これらの棚卸資産の評価には、取得原価の算定または売価確定の可能性から売価に基づく取得原価が適用される。すなわち、副産物は取得原価の算定が原価計算技術上不可能であり、農産品は費用が結合原価として発生するため生産品原価の計算が必ずしも容易でない²⁾とされる。その一方で、農産物については政府買入価格が公表され売価が確定していること、鉱産品中の貴金属について安定的な市価による確実な市場が存在することなども期末の手持の評価に修正売価が適用される理由とされる（意見書第四、第一の二3）。

2) 加えて、原価計算能力をもたない小規模経営が多い（連続意見書第四、二3）ことから取得原価の算定が困難とされる。

3. 原価財、給付と正味実現可能価額概念

(1) 企業会計基準における正味売却価額概念

企業会計基準委員会による企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、正味売却価額は売価（購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価）から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される（基準9.5）。

ここで、見積追加製造原価と見積販売直接経費はIAS第2号における完成までに要する見積原価と販売に要する見積費用にそれぞれ相当し、より厳密に規定されている。したがって、正味売却価額はIAS第2号における正味実現可能価額に等しいと解することができる。

同会計基準では、棚卸資産は使用または契約を通じてではなく販売によってのみ投下資金の回収を図るので、評価時点における棚卸資産の正味売却価額がその帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考えられる（基準9.37）。収益性が低下している場合には、帳簿価額を正味売却価額まで切り下げることが他の会計基準とも首尾一貫している（基準9.40）、通常の販売目的（販売するための製造目的を含む）で保有する棚卸資産は、期末における資金回収額を示す正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価するとされる（基準9.7）。

このように企業会計基準第9号では、連続意見書第四で用いられていた正味実現可能価額に代えて正味売却価額という用語を用いている。それは、実現可能という用語は不明確であるという意見があることや、「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」）において正味売却価額を用いていることとの整合性に配慮したものであり、これらの意味するところに相違はないとされる（基準9.33）。

連続意見書第四における正味実現可能価額という用語が不明確であるのは、ひとつには正味実現可能価額の構成要素であるアフター・コスト概念が先に述べたように不明確であることによると考えられる。アフター・コストが見積販売直接経費に等しいのであれば、正味実現可能価額は資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額（売価－見積販売直接経費）を意味する。これに対し、アフター・コストが見積販売直接経費および見積追加製造原価を含むのであれば、正味実現可能価額は

企業会計基準第9号における正味売却価額と意味するところに相違はないことになる。そうであるならば、企業会計基準第9号ではアフター・コストを広義に解していると考えられる。その場合、正味実現可能価額は、投下資金の（正味）回収可能額を意味する。

(2) 原価財および中間給付、最終給付と正味実現可能価額

棚卸資産には、通常の営業過程において販売するために保有する財貨および販売する目的で製造中の財貨、販売目的の財貨または用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨などが含まれる（基準9.28～30、意見書第四、第一の七）。

連続意見書第四における正味実現可能価額の構成要素としてのアフター・コストが見積追加製造原価および見積販売直接経費を含み、したがってIAS第2号における正味実現可能価額および企業会計基準第9号における正味売却価額と相違がないとすると、原材料や副産物、仕掛品や半製品のような原価財ないし中間給付としての棚卸資産の原価がその正味実現可能価額を上回ることは、図1.2に示すようにその価値が転嫁される最終給付としての完成品の見積原価（原価＋見積追加製造原価）が当該完成品の見積正味売却可能価額（予想売価－見積販売費用）を上回ることに等しい。

一方で、完成品の正味実現可能価額は見積正味売却可能価額に等しい。したがって、原価財ないし中間給付としての棚卸資産の評価をその正味実現可能価額まで切り下げる際の原価と正味実現可能価額との差額は、完成品の評価をその正味実現可能価額まで切り下げる際の見積原価と見積正味売却可能価額との差に等しい。すなわち、

$$\begin{aligned} & (\text{完成品}) \text{ 見積原価} - \text{見積正味売却可能価額} \\ &= (\text{原価財} \cdot \text{中間給付}) \text{ 原価} + \text{見積追加製造原価} \\ & \quad - (\text{予想売価} - \text{見積販売費用}) \\ &= (\text{原価財} \cdot \text{中間給付}) \text{ 原価} \\ & \quad - (\text{予想売価} - \text{見積販売費用} - \text{見積追加製造原価}) \\ &= (\text{原価財} \cdot \text{中間給付}) \text{ 原価} - \text{正味実現可能価額} \end{aligned}$$

である。

しかし、正味実現可能価額と正味売却価額に意味するところに相違がなく、原価財と生産品（中間給付、最終給付）との間で棚卸資産の原価ないし見積原価とそれぞれに対応する正味実現可能価額との差額、すなわち棚卸資産の評価差額に相違がないとしても、原価財および中

間給付と最終給付との間で正味実現可能価額は相違する。

最終給付としての棚卸資産の場合には、追加製造原価は発生しない。言い換えれば、狭義のアフター・コストのみが発生する。したがって、最終給付の正味実現可能価額は、売価から当該給付について直接認識される見積販売費用（見積直接販売経費）を控除した正味売却可能価額となる。これは、最終給付としての棚卸資産を販売することによる即時換金額、すなわち資金回収可能額を示す³⁾。

その一方で、原価財ないし中間給付としての棚卸資産の場合には、原価財の価値が給付に転嫁していく過程において追加製造原価が発生する。したがって広義のアフター・コストが発生する。それゆえ、原価財ないし中間給付としての棚卸資産の正味実現可能価額は、売価から見積追加製造原価および当該給付について直接認識される見積販売費用を控除した投下資金の正味回収可能価額となる。

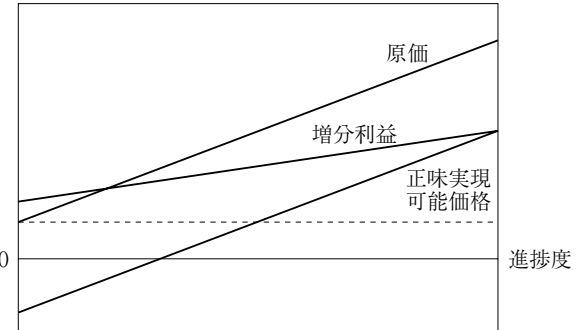


図 4.1：進捗度と正味実現可能価額の関係

味実現可能価額は負であるが、進捗度が上昇するにつれ、したがって追加製造原価が発生するにつれて正味実現可能価額は増加する⁴⁾。その際に、前項で述べたように、棚卸資産の原価と正味実現可能価額との差は一定（＝(完成品)見積原価－見積正味売却可能価額）であり、最終給付である完成品の正味実現可能価額は正味売却可能価額（＝売価－見積販売直接経費）に一致する。

その一方で、中間給付としての棚卸資産を完成まで加工を進めることによる増分利益（完成品売価－見積販売直接経費－見積追加変動加工費）は、工程の始点において最小（完成品売価－見積販売直接経費－完成品見積変動加工費）であり、進捗度が上昇するにつれて増加し、最終給付である完成品の増分利益額はその正味実現可能価額である正味売却可能価額に一致する。加工費に固定費配賦額が含まれるという上記の仮定のもとで、中間給付の増分利益額はその正味実現可能価額を上回るのに対し、加工費がすべて変動費である場合には、中間給付としての棚卸資産の正味実現可能価額に一致する。

4. 追加加工の意思決定と正味実現可能額

(1) 中間給付の進捗度と正味実現可能価額の関係

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、棚卸資産の正味実現可能価額について、

売価 100、

見積追加製造原価および見積販売直接経費 120、

仕掛品の帳簿価額 30、

という設例を示している（基準9号、44）。

この設例について、さらに原材料はすべて工程の始点で投入され、加工費は変動費と固定費からなることを仮定すると、仕掛品、半製品など中間給付としての棚卸資産の進捗度と正味実現可能価額との関係は図4.1のようになる。すなわち、この設例において工程の始点では正

(2) 負の正味実現可能価額の持続性と棚卸資産の評価

半製品または連産品をそのまま販売するか、さらに加工して販売するか⁵⁾の意思決定など経営内部における業務

3) したがって、棚卸資産を販売する場合の即時換金額と正味実現可能価額を解するならば、アフター・コストは販売費用を意味すると考えられる。

減損会計基準における正味売却価額は、最終給付としての固定資産についてのものであり、その意味の正味実現可能価額である。

4) 原材料の投入についての仮定のもとで、本設例において正味実現可能価額が正に転換する進捗度は、当該進捗度において、 $\text{原価(直接材料費+加工費)} = \text{完成品見積原価} - \text{見積正味売却可能価額(予想売価} - \text{見積販売直接経費)}$ であるので、

$\text{加工費} = \text{完成品加工費} - (\text{予想売価} - \text{見積販売直接経費})$

である。よって、求める進捗度は、

$\text{加工費}/\text{完成品加工費} = 1 - (\text{予想売価} - \text{見積販売直接経費})/\text{完成品加工費}$

である。

進捗度については、例えば岡本（2000）、264-265頁参照。

的意思決定において、差額原価・収益分析に基づいて代替案の選択ないし採否を決定する際に増分利益額がその基準となる。

前項で述べたように、中間給付としての棚卸資産を完成まで加工することによる増分利益額は進捗度の増加関数であり、かつ完成品の見積変動加工費と見積直接販売経費の合計額がその売価を下回る限り、工程の始点においても正である。言い換えれば、製造に着手した以上は⁵⁾、最終給付としての完成品を販売することによって直接材料費および固定加工費を回収することが可能であり、始点におけるその増分利益額は正である。加えて、当該増分利益額はその棚卸資産の正味実現可能価額を少なくとも下回ることはない。

その一方で、中間給付としての棚卸資産の正味実現可能価額は、完成品の評価差額（完成品見積原価－完成品正味売却可能価額）が直接材料費を上回るならば、工程の始点においては負になる。しかし、その正味実現可能価額は進捗度の増加関数であり、完成品の見積直接販売経費がその売価を下回る限り、最終給付としての完成品の正味実現可能価額は正である。したがって、完成品の見積変動加工費と見積直接販売経費の合計額がその売価を下回る限り中間給付としての棚卸資産の加工を進めることによる増分利益額は正である。

その結果、中間給付としての棚卸資産の加工を進め、最終給付としての完成品を販売することが合理的な意思決定になる。したがって、中間給付としての棚卸資産の正味実現可能価額は工程の始点においては負であったとしても、それは一時的であり、加工が進むにつれて正に転化する可能性が高い。

その一方で、棚卸資産の正味売却価額が負である場合には、それを反映させるために引当金による損失計上が行われることがある（基準第9号.44）。しかし、負の正味実現可能価額の発生の可能性および持続性に関する中間給付としての棚卸資産の上で述べた特質は、棚卸資産の正味売却価額が負である場合における会計処理についての、企業会計基準委員会の企業会計原則注解注18（引当金）との関連で別途取り扱うべき問題である、という見解にひとつの論拠を与える。

さらに、負の正味実現可能価額の発生の可能性および持続性に関するそのような特質は、原価財としての棚卸資産がより強く示すと考えられる。したがって、その見解は、生産する財貨に対する共通性ゆえに製造に未着手の保有段階では対象となる完成品が特定されない場合があることとも関連して、原価財としての棚卸資産である原材料の評価が正味実現可能価額まで切り下げられる状況において、IAS第2号で再調達原価が原材料の正味実現可能価額の入手可能な最良の測定値である場合があるとされる（IAS 2.32）こととも首尾一貫している。

5. 結 び

IAS第2号において正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から見積販売費用および見積追加製造原価を控除したものである。連続意見書第四では、見積追加製造原価および見積販売費用をアフター・コストとして包括している。そのとき、正味実現可能価額は企業会計基準第9号における正味売却価額と一致する。

棚卸資産の原価と正味実現可能価額との差である評価差額は、最終給付と中間給付との間で意味するところに相違がない。しかし、最終給付としての完成品の正味実現可能価額は正味売却可能価額であり、販売による資金回収可能額を示す。これに対し、原価財ないし中間給付としての棚卸資産の正味実現可能価額は販売による正味の資金回収可能額を示しており、意味するところが相違する。

中間給付としての棚卸資産の正味実現可能価額は、工程の始点においては負である場合があるものの、進捗度の増加関数であり、その見積直接販売経費がその売価を下回る限り、最終給付としての棚卸資産の正味実現可能価額は正である。その一方で、中間給付としての棚卸資産を完成まで加工することによる増分利益額は進捗度の増加関数であり、完成品の見積変動加工費と見積直接販売経費の合計額がその売価を下回る限り、工程の始点においても正である。

その結果、追加加工の意思決定の視点からは、製造に着手した以上は中間給付の加工を進めることが合理的な

5) 製造に着手していない保有原価財の場合は、完成品の見積変動加工費および見積直接販売経費に直接材料費を加えた合計額がその売価を下回る限り、製造に着手することによる増分利益額は正であり、操業することが合理的な意思決定になる。

意思決定となり、工程の始点においては正味実現可能価額が負であったとしても、それは一時的である。負の正味実現可能価額の発生の可能性および持続性に関する原価財ないし中間給付としての棚卸資産のそのような特質は、負の正味売却価額を反映させるための引当金による損失計上に対して引当金の要件との関連で再検討を求めなどの、会計処理とそれに対する見解の論拠となる。

参考文献

浦崎直浩「公正価値会計における損益認識と簿記の意義」『日本簿記学会年報』第24号、95-101頁。
 新日本監査法人『International GAAP 2005 国際財務報告基準の会計実務 第4巻 貸借対照表』
 日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第23号「財産の価額の評定等に関するガイドライン（中間報告）」
 日本公認会計士協会、2007年。
 みすず監査法人編『国際財務報告基準ハンドブック（第2版）』中央経済社、2006年。
 Mike Bonham et al., *International GAAP 2005: Generally Accepted Accounting Practice under International Financial*

Reporting Standards, London: LexisNexis, 2004.（新日本監査法人監修『International GAAP 2005 国際財務報告基準の会計実務』レクシスネクシス・ジャパン、2006年。）

Horngren, C. T., *Accounting for Management Control: An Introduction 2nd ed.*, Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1970.（小倉栄一郎・加藤勝康訳『管理会計』日本生産性本部、1974年。）

Horngren, C. T., G. Foster and S. M. Datar, *Cost Accounting: A Managerial Emphasis, 9th ed.*, Upper Saddle River N. J.: Prentice-Hall, 1997.

International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards (IFRSs) 2004*, London: International Accounting Standards Committee Foundation.（企業会計基準委員会、財務会計基準機構日本語訳監修『国際財務報告基準書(IFRSs)2004：2004年3月31日現在の国際会計基準書(IASs)及び解釈指針書を含む』レクシスネクシス・ジャパン、2005年。）